

マイナンバーカード等による特例転出届（郵送用）

この届出書は、マイナンバーカードまたは住基カードをお持ちの方が転出する（予定の方含む）場合に使用するものです。この届出をされた方は「転出証明書」の交付を受けずに、新しい市町村に転入手続することができます。（「特例転出」と言います。）

転出される方のうち、1人でもカードをお持ちであれば届出できます。

転出した日から14日を経過している場合は、この届出はできません。

年 月 日

届出者

住所	<input type="text"/>	電話	<input type="text"/>
氏名	<input type="text"/> 印	転出者との関係	本人・同一世帯員 ・その他（ <input type="text"/> ）

※転出者との関係が「その他」の方は要問合せ

転出される方

転出（予定）日 新住所に住み始める日	年 月 日	すでに転出している場合、転出した日から14日以内の届出であること			
新しい住所	(アパート名等)	世帯主氏名			世帯主氏名
今までの住所	北海道苫前郡苫前町字	世帯主氏名			世帯主氏名
フリガナ 転出者氏名	生年月日	性別	世帯主から みた続柄	カードの 有 無	
1	年 月 日		世帯主	有 ・ 無	
2	年 月 日			有 ・ 無	
3	年 月 日			有 ・ 無	
4	年 月 日			有 ・ 無	
5	年 月 日			有 ・ 無	

※次のページをよくお読みください。

【送付先・お問合せ先】

〒078-3792 北海道苫前郡苫前町字旭37番地の1 苫前町役場住民生活課住民係
電話0164-64-2213

【同封するもの】 手数料はかかりません。

1. マイナンバーカード等による特例転出届（郵送用）

- ・ 押印（シャチハタ不可）や住所の方書き等の記入もれに御注意ください。性別欄の記入は任意です。
- ・ 届出（請求）者が、転出者と本人または同一世帯員ではない場合は「委任状」が必要となる場合があります。あらかじめ御確認ください。
- ・ 日付の記入欄は、西暦（4桁）または元号（「令」や「R」も可。）で記入してください。
- ・ 転出者が5名を超える場合は、届出（請求）書を複数枚使用してください。

2. 本人確認書類

届出者の身分を証明するもの（運転免許証など写真付きの公的な証明書）の写しを同封してください。

ただし、写真の付いていない健康保険証等は2種類必要です。

【届出について】

- ・ 転出する日の前後14日以内に提出してください。転出した日から14日を経過している方は、この特例転出をすることができませんので、今までの市町村へお問合せください。
- ・ 転入の届出は、前の市町村で特例転出処理済みである必要があります。郵送の場合、送達後処理をしますので閉庁日を除き2～3日程度要します。転出処理が完了しましたら電話連絡しますので、必ず日中連絡のつく電話番号を記入してください。
また、特例転出をした場合、転入届は、転出予定日から30日以内かつ、転出した日から14日以内に届出しなければなりません。日程には余裕をもって届出してください。
- ・ 転出者のうちマイナンバーカードまたは住基カードをお持ちの方は、かならず転入の際に持参してください。転入届およびカードの継続利用のために、それぞれカードごとに暗証番号の入力が必要となります。

【転出以外の手続について】 手続に来庁が必要な場合があります。事前に御確認願います。

- ・ 今までの市町村で、国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療保険などに加入していた方は、別途手続が必要な場合があります。
- ・ 上記の保険証や、印鑑登録されていた方は印鑑登録証など、苫前町が交付していた書類等の返還が必要な場合があります。

※ 特例転出は「転出証明書」は交付されません。マイナンバーカードまたは住基カードをお持ちでない場合は、「郵送による転出届（転出証明書交付請求書）」で届出してください。